

第 1 1 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 2 月 24 日 開会

令和 5 年 3 月 10 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 1 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（2月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○請願第2号の委員会付託	11
○散会の宣言	11

第 2 号（3月2日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
工藤 愛君	15

滝田 勉 君	2 2
西野 耕太郎 君	2 9
○散会の宣告	3 7

第 3 号 (3月6日)

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	4 0
○出席議員	4 0
○欠席議員	4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 1
○職務のため出席した者の職氏名	4 1
○開議の宣告	4 2
○報告第1号の上程、説明、質疑	4 2
○議案第1号から議案第16号の上程、委員会付託	4 3
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2

○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○散会の宣告	64

第4号(3月10日)

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	68
○出席議員	68
○欠席議員	68
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	68
○職務のため出席した者の職氏名	69
○開議の宣告	70
○議案第1号から議案第16号の上程、報告、討論、採決	70
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○常任委員会報告	89
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	90
○日程の追加	90
○町長追加提出議案提案理由の説明	91
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○閉会の宣告	94
○署名議員	97

令和5年2月24日（金曜日）

第114回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第114回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第2号（仮称）法光寺多目的交流館に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保 利樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課 参事	久保田 敏彦 君	企画財政課 参事	金野 貢 君
交流推進課 長	松原 浩紀 君	税務課 長	下井田 耕一 君

住民生活課長	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	石橋一史君
商工観光課長	北上隆広君	建設課参事	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場参事	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	西舘昌男君	社会教育課長	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	舘崎あつ子	総括主査	坂本裕昭
主事	柴田和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第114回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

去る、2月17日、議会運営委員会を開催し、第114回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、令和5年度当初予算16件、条例など15件、令和4年度補正予算8件の議案40件であります。令和5年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し審査を付託することにしました。そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は、3名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、2月24日から3月10日までの15日間としました。なお、会期中、2月25日、26日、3月4日、5日は休日のため、2月27日、28日、3月1日、3日、7日は議案熟考、8日、9日は予算特別委員会のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番中舘文雄君、11番工藤正孝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、2月24日から3月10日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月10日までの15日間に決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定されました15日間の会期中、2月25日、26日、3月4日、5日は休日のため、2月27日、28日、3月1日、3日、7日は議案熟考のため、8日、9日は予算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの11日間は、休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より、令和4年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告1件、令和5年度当初予算16件、条例など15件、令和4年度補正予算8件の議案40件、ほかに、常任委員会報告及び常任委員会の閉会中の継続調査の件があります。

日程によりそれぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第114回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染の波が繰り返されるなど、地域経済や町民生活の厳しい状況が続くなか、町独自の経済対策として、一事業者当たり最大20万円を支給した「全業種への事業者持続化支援金」や、5割増しのプレミアムがついた「特別プレミアム商品券」、加入者ひとりにつき1万円の減額を基本とした「国民健康保険税の減税」などを実施したことに加え、物価高騰対策として非課税世帯に対して5万円を給付する「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業給付金」、課税世帯には1人当たり5,000円分の「町民生活支援商品券」の交付、

町内事業者に対して従業員数に応じて10万円から20万円を給付する「事業所物価高騰緊急対策支援金」、農畜産業者に対し耕作面積等に応じて15万円から25万円を給付する「農業経費高騰緊急対策支援給付金」のほか、「受験生等を持つ親等への灯油購入支援金」「大学生等を持つ親等への支援金」「ふるさと南部からのエール便」など、全方位的な支援策を実施してまいりました。

支援を受けられた方々から、「とても助かった」、「ありがたい」という声が聞かれており、今後も、常に町民のため何が求められているか的確に見極め、スピード感を持って必要な施策を実施してまいります。

さて、今月11日、12日の2日間、県南地方に春を呼ぶ「南部地方えんぶり」が、3年ぶりに開催されました。11日は、名川中学校を含む町内6組と八戸市の大久保えんぶり組が参加し、前日から降り積もった雪景色の中、剣吉諏訪神社に摺りを奉納した後、南部芸能伝承館まで練り歩き、ジャンギで大地を打ちながら力強く烏帽子を揺らす太夫たちの勇壮な姿と軽快なお囃子が、開催を待ちわびていた町内外からの観客を魅了しました。また、子どもたちによる「えびす舞」などの祝福芸が花を添え、私も、えんぶり組の皆様とともに令和5年の五穀豊穰をお祈り申し上げたところでもあります。

昨年2月24日のロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻開始から1年となりますが、本日午後、当町へ避難しているウクライナ人の方による記者会見が行われます。祖国での生活の場を奪われ、当町においての避難生活も4か月を経過した今、遠く離れたふるさとを思い平和を祈る生の声が国内外に向けて広く発信される機会となることを期待しております。一日も早く祖国での平和な生活を取り戻すことを強く願うものでありますが、いまだ先行きの見えない情勢の中、国際社会における人道支援の一端を担うべく、引き続き当町での避難生活を支援してまいります。

さて、令和4年度も残すところ一月あまりとなりました。通常業務に並行して新型コロナや物価高騰への対策が加わり、例年以上に月日が経過する早さを実感しているところではありますが、職員には今年度の事務事業の進捗状況を再確認の上、滞りなく完了し、令和5年度へ円滑に移行するよう指示いたしました。

発生から4年目に入り、長期に渡り社会生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症につきましては、去る2月10日、国の感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところでもあります。5月8日からは感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の五類に移行することとなり、これまでの感染対策が緩和され、社会生活が大きく変化する局面を迎えようとしております。

ウィズコロナ時代の新たなステージへ向かうこの局面にあたり、私自身もまた、より一歩進んだ町政にチャレンジしていく決意を新たにし、職員一丸となって、常に町民の皆様のため、「さらに前進する南部町」のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましては今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告1件、令和5年度南部町一般会計及び各特別会計予算案16件、条例の制定等15件、令和4年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が8件の、合わせて40件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（ふるさと運動公園改修土木工事））」であります。請負金額を追加する変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくのであります。

次に、議案第1号「令和5年度南部町一般会計予算」から、議案第16号「令和5年度南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてであります。本職からは予算の編成方針と、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度の予算編成に当たりましては、当町の財源の約四割を占める地方交付税について、合併算定替による特例交付分が令和3年度から無くなったことや、令和2年の国勢調査の結果による人口減少の影響等による減額が見込まれること、また、エネルギーや物価高騰により光熱水費・工事費等、様々な項目に影響が生じていることから、年間総合予算とすることなどの例年どおりの留意事項のほか、新型コロナ対策や法改正等に伴い実施する事業を除き、財源の伴わない新規事業への着手や既存事業の拡充予算の計上は、抑制することを求めたところであります。

また、歳出全般について、町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において多額の不用額が生じないよう予算精査を行うことを求め、真に必要な施策に重点的に予算を配分し、町民の負託に応えることができる予算とすることを基本姿勢として編成を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算の総額は108億円となり、前年度と比較しますと4億7,000万円の減額、率にして、4.2%の減であります。

以上、概要のみの説明とさせていただきます。各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて、企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第17号「南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」であります。福田集会所の新築移転に伴い集会施設の位置を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特別職の職員で非常勤のものについて、町民体育館運営委員会委員、体育センター運営協議会委員及びB & G海洋センター運営委員会委員を一本化して社会体育施設運営委員会委員とするものであります。

次に、議案第20号「南部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の改正に伴い、本条例において引用している条項を改めるものであります。

次に、議案第21号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の施行に伴い、本条例において引用している条項や所管大臣を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴い、乳幼児の安全確保のための安全計画策定の義務、バス送迎時の安全管理やバスに乗車している乳幼児の見落とし防止装置の設置義務を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。同じく、厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴い、いわゆる学童保育について、安全確保のための安全計画策定の義務を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金を現行の40万8,000円から8万円引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方自治法の一部改正に伴い、本条例において引用している条項を改めるものであります。

次に、議案第26号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります。名川チェリリン村利用者のニーズが多様化してきたことから、当該施設のさらなる活性化を図るため、施設利用区分を整理して使用料の改定を行うほか、レンタル用品の拡充に伴う使用料の追加を行うものであります。

次に、議案第27号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改めるものであります。

次に、議案第28号「南部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」であります。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の南部町個人情報保護条例を廃止して、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第29号「南部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」であります。同じく、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の規定に基づく審査会の設置等について規定するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第30号「南部町学童保育施設条例の制定について」であります。学童保育施設の新設に伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第31号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」であります。令和5年6月1日から、構成団体に八戸市を加入させるとともに、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理する団体に八戸市と十和田市を加えることについて、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第9号）」であります。今年度の事業費の確定や決算見込みに基づく不用額を減額し、今後、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設整備修繕等を行っていくため、公共施設整備基金に2億5,741万5,000円を積み立てるなど、歳入歳出予算の総額から2億1,424万4,000円を減額し、予算の総額を124億7,753万4,000円とするものであります。

次に、議案第33号「令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第3号）」であります。物品売払収入の減額及び収入減に伴う繰入金を増額、利用者の減による賄材料費の減額など、歳入歳出予算の総額から150万円を減額し、予算の総額を9,039万円とするものであります。

次に、議案第34号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。病院事業医療機器購入費の特別調整交付金基準額の減額による直診施設勘定繰出金の減額な

ど、歳入歳出予算の総額から173万3,000円を減額し、予算の総額を22億2,220万7,000円とするものであります。

次に、議案第35号「令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。決算見込みに伴う介護保険給付費の減額など、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から2億3,034万8,000円を減額し、予算の総額を28億3,863万8,000円とするとともに、事業実績見込みに伴う介護予防支援事業費の減額など、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から46万5,000円を減額し、予算の総額を501万7,000円とするものであります。

次に、議案第36号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。事業費確定に伴う広域連合納付金の減額など、歳入歳出予算の総額から597万6,000円を減額し、予算の総額を2億6,545万8,000円とするものであります。

次に、議案第37号「令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的収入予算における財源の組替えを行うものであり、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第38号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。公共下水道工事費の減額など、歳入歳出予算の総額から2億5,018万6,000円を減額し、予算の総額を5億568万4,000円とするものであります。

次に、議案第39号「令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。令和4年度分消費税中間申告納税額の確定に伴う公課費の減額など、歳入歳出予算の総額から250万円を減額し、予算の総額を3億2,102万7,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「南部町教育委員会委員の任命」、「南部町大平財産区管理委員会委員の選任」についての案件を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎請願第2号の委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、請願第2号「（仮称）法光寺多目的交流館に関する請願書」を議題とします。

本日までに受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、配布しました請願（陳情）文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は、3月2日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月2日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時29分）

令和5年3月2日（木曜日）

第114回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第114回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月2日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

1番 工藤 愛

1. びよすくーぼんの対象品目拡大について
2. 観光施設におけるコロナ対策の緩和

6番 滝田 勉

1. 当町における鳥獣被害の現状と対策について

7番 西野 耕太郎

1. 選挙における投票率の向上対策について
2. 町の公用車の管理体制について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	久保田 敏彦 君	企画財政課参事	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	夏堀 勝徳 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康こども課長	夏坂 和徳 君	農林課長	石橋 一史 君
商工観光課長	北上 隆広 君	建設課参事	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務長	岩間 雅之 君
市場参事	馬場 均 君	教育長	高橋 力也 君
学務課長	西舘 昌男 君	社会教育課長	柳久保 正弘 君
農業委員会事務局長	野月 正治 君	選挙管理委員会委員長	佐々木 登志雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	舘崎 あつ子	総括主査	坂本 裕昭
主 事	柴田 和香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第114回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いします。また、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） おはようございます。

本定例会において一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨日は高等学校で卒業式が行われました。卒業を機に新たな道へ進む青年たちを心から応援したいと思います。また、彼らが南部町で培った感性を発揮し、多方面で活躍することを期待しています。今後も若者の活気あふれる南部町を継続すべく、本定例会も頑張っまいたいと思います。

それでは通告に従い、質問をいたします。

1つ目の質問は、びよすく一ぼんの対象品目拡大についてです。令和2年度から実施している町の独自事業、南部町びよすく一ぼんは所得制限なく受け取ることができ、子育て世代から好評

を得ています。この事業は多くの家庭において、次の出産を検討する時期である満3歳まで交付されることから、少子化対策への効果が高いと考え、今後の運用方法について伺います。

1点目、対象者アンケートの回収率と改善要望等の概要は、どのようなものだったのでしょうか。

2点目、ミルクやおむつの使用量が減る2歳以降の約1年間、対象品目が限られ、期限内に5,000円使い切れないという声が聞かれています。衣類や食料品等、対象品目の拡大は検討されているのでしょうか。

続いて、2つ目の質問です。

観光施設におけるコロナ対策の緩和についてです。政府は、新型コロナウイルス感染症を5月8日に、現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針を決定しました。町の観光施設については、利用前の体調確認、手指の消毒等感染対策の励行が定着したことにより、感染予防効果は継続できるものと考えます。したがって、緩和の方針を早期に打ち出し、利用者のニーズに応える必要があると考え、次のことを伺います。

1点目、町内観光施設においてコロナ感染対策により、何らかの制限をしていた施設と具体的内容はどのようなものだったのでしょうか。

2点目、それら制限内容の緩和策と実施時期は検討されているのでしょうか。

以上の質問について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、対象者アンケートの回収率と改善要望等の概要についてであります。アンケートはびよすく一ぼん事業開始から5か月後の令和2年11月に本事業の対象者である3歳未満乳幼児の保護者230名を対象に実施しており、約半数の111名の方々から回答を頂いております。アンケートの回答内容によりますと、ありがたい、また、助かっているという声が約94%の方から役に立ったという回答をいただいております。

一方で、議員ご指摘のとおり2歳児ぐらいになり、粉ミルク、おむつを使わなくなってきた時期に使えるものがない、または少ないとの意見も幾つか見られました。子育て用品の対象外の物で今後使用できたらよいもののニーズとしては保清用品、衣料品、食料品が高くなっておりまし

た。

これらのニーズについては担当課で検討し、内容向上のため令和3年度からは対象用品に保清関連用品、衛生関連用品、知育関連用品を追加して実施しております。

次に、衣類や食料品等対象品目の拡大は検討されているか等でございますけれども、令和3年度に対象用品を追加した際、衣類や食料品についても対象用品に加えるかどうかを検討いたしました。衣類につきましては、取扱店との交渉の結果、取扱いは難しいとの回答をいただいたことから対象に加えることができませんでした。食料品については、ミルクや離乳食関連など乳幼児に限定したものを対象用品としておりますが、食材やおやつ、飲み物といったものは乳幼児に限定したものとは限らず、子育て関連用品との線引きが難しいことから、対象用品にはしておりません。

また、対象品目の拡大については本事業開始から3年が経過し、また、アンケート実施から2年以上が経過していることから、今後とも事業効果の検証と見直しを行い、子育てにやさしいまち南部町のより一層の推進を目指してまいりたいと考えているところでございます。

ひとつご理解いただきたいのはぴよすく一ぼん、0歳から2歳児までの子供たちに対する支援ということで、先ほど申し上げましたが、当然おやつ等々という希望も当然あると思います。ただ、ここは実際子供のお菓子になるのか大人のお菓子になるのかというのが非常に判断ができないということから今のところは見送っているところでございます。

次に、観光施設におけるコロナ対策の緩和についてお答え申し上げます。まず、町内観光施設において、コロナ感染対策により何らかの制限をしていた施設と具体的内容についてのご質問でございますが、農林漁業体験実習館チェリウスにおいては、令和2年4月に発せられた緊急事態宣言期間中における宿泊や宴会の休止から始まり、以降、感染状況に応じ、客室を一部屋ずつ離して稼働したり、宴会人数の制限を設けたりするなどの対策を施し、また令和3年9月に発せられた青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの際には、これまでの対策に加え、レストランの営業を17時までとする対策を実施してまいりました。

バーデパークにつきましても、宴会の人数制限やカラオケの休止など適宜必要な対策を実施してまいりましたが、オミクロン株による第6波及び第7波の感染者数がこれまでの波を大きく上回るものでございましたので、令和4年2月から同年9月まで、これまでの対策に加え1時間の時短営業をはじめ、サウナの休止、トレーニングジムの利用時間と人数を制限する対策を行ってまいりました。

名川チェリリン村につきましては屋外施設ということもあり、手指消毒やマスク着用などの基

本的な感染対策を呼び掛けることで運営してまいりましたが、令和3年9月に発せられた青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの際には、施設の全面休止措置を施したところがあります。

現在の利用制限の状況であります。バーデパークのアヴァンセふくちにおける宴会や会食の人数制限等を行っておりますが、そのほかはいずれの施設においても感染対策のための利用制限を行っておらず、また、当面、その必要はないであろうと考えております。

次に、制限内容の緩和策と実施時期についてのご質問でございますが、ご承知のとおり国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、本年5月8日から現在の2類相当からインフルエンザなどと同様の5類に移行するほか、マスクの着用については、今月13日から屋内、屋外を問わず、着用を個人の判断に委ねることを基本とし、感染対策としてマスクの着用が効果的である場面ではマスクの着用を推奨する考えを示しました。

これは、マスクの着脱を個人の意に反して強要されないよう、個人の選択を尊重することありますが、人混みができる公共の場では感染により重症化が懸念される方をはじめ、健康であってもマスクを着用し感染対策を続けたい方がいるであろうと踏まえ、こうした方々も不安を感じない配慮のある対策が求められると考えております。

この見直しによる町内観光施設での対応でございますが、引き続き掲示物などにより手洗いや手指消毒、検温の基本的な感染対策の呼びかけは行っていくものの、マスクの着用に関しては利用者個人の選択を尊重すること、また、その選択は利用者相互に尊重し合うことが大切であることを周知し、対応してまいりたいと考えております。

なお、施設や設備につきましては、利用制限をすることなく運営してまいりたいと考えておりますが、今後の感染状況、特に当町及び周辺自治体の感染状況などを踏まえ、柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1つ目のびよすく一ぼんについてです。町長おっしゃるように子育てを支援したいんだという思いがこの対象品目を限定するという方法取られていまして、直接的に支援する理にかなった制度だと思っております。しかも、国では今児童手当の増額なんかも検討されておりますけ

れども、こちらも所得制限もなくすべきじゃないか、そのメッセージとしてはやはり子供を持ちたい人というのは多いほうがいいと考える方も中にはいるんですよね。そのときに所得が多いからといって子供の数分出ていくお金は変わらないもので、それを補助しようという意思が早期に伝わってきて、本当に先進的な取組だというふうに思っています。

それでご答弁の中で衣料品に関しては取扱店との交渉により断念した経緯があるということでしたけれども、そのアンケートの時点でもしされたのであれば既にそれから1年以上たっておりますので、お願いとしては再度交渉していただきたいなと思っています。

質問としては、その際どのような理由で断られたのか、ちょっと私想定している店舗が、お名前は出さないですけども、衣料品扱っている町内のお店ありますけれども、プレミアムの商品券とかは物価高騰のとか扱っていたと思うんですよ。なので町で発行するクーポンを扱うとしてはもう経験済みなのかなというふうに思っております。なので前回とは状況が違って、もしかして受け入れてもらえる。なかなかやはり親御さんたちに聞くとわざわざ私のことを見つけて、あのクーポンいいよねと絶対続けてほしいと伝えてくる方もいるぐらいとても喜ばれているんですが、一方で2歳過ぎたらどうというふうに聞くと、やはりちょっと余っちゃうよねと、その下の子がいる場合にはそっちに回せるんですけども、下の子がいないと、正直ほかの人にあげるということもあるよというふうな話は実際に聞かれているところなので、とてももったいないことなのかなと思っています。

また、このクーポンに関しては書留で送られておりますけれども、最近その文書に書留を受け取れなかった場合に、期限内に受け取れないと破棄されるので注意してくださいというような注意文もあるかと思うんですけども、今までそのような理由でというか、受け取れずに破棄された例とかあと返送されている例があるのかどうかというのもお知らせください。

続いて観光施設のほうについてです。町内施設で感染状況に応じて柔軟に対応されてきたということで、本当にありがとうございました。現在は感染者数も落ち着いていますので、バーデパークの宴会場の人数制限以外のところはおおよそ解除されているというご答弁でした。ただ、私が町民に聞いたところで、チェリリン村のオートキャンプ場、こちらを期間中に利用しようとして、事前予約が必要であるというふうに当日断られたという例があったようです。こちらの事前予約というのは、どのキャンプ場でもやっていることかと思うんですけども、ただ事前予約がないと使えないというのは、やはりアウトドアレジャーとしては、ちょっと利便性に欠けるのかなというふうにも思うんですが、こちらの対策は感染対策であったのか、もしそうなどとしたらそういう事前予約しか受け付けないというような対応はやめていくのかどうかということに関

してご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 先ほどの衣類関係について事業者のほうから断られた経緯ということですが、事業開始当時、大手の衣料量販店のほうに直接お邪魔して、制度の内容等をお話しして理解を求めたところだったんですが、乳幼児に限定した衣類とあと一般の販売する品目を分けて処理するという、その当時は事務的な手続が大変だということで見送らせていただくということで、当時はお断りされたという状況ですが、その後各種商品券等の事業も行っておりまして、事業者のほうでも考え方等も変わってきていると思われまいますので、今後とも品目拡大に向けてお願いして、対象品目を拡大していけるように検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして簡易書留で郵送して対応しておりますけれども、不在とかそれで戻ってくる件数も確かにあります。全部の統計取ったわけではないので正確な数値は分からないんですが、昨年12月の時点での受け取れない方は1件ありまして、そちらのほうは担当課の窓口のほうに保管して連絡取って、取りに来ていただくような対応を取っております。詳しい数値等は把握しておりませんので、こちらのほうで回答とさせていただきますと思います。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それではご質問いただきましたキャンプ場の予約がまず3日前までとなっている件でございますけれども、名川チェリリン村のキャンプ場の運営に当たりましては、受付業務のほか防犯や防火対策、自然災害での避難誘導を行うという目的のため、昼及び夜間の管理人を配置してございます。昼の管理人は専属ではございませんで作業員と兼務でございますが、昼の部は毎日管理人は配属しておりますけれども、夜間の管理人につきまは運営経費の節減のため、宿泊客がある日に限定して配置してございます。ですので夜間の管理人を従事させるための日程調整のために、3日前までの予約をお願いしているものでございまして、こちらはコロナ対策ではございませんでした。なお、夜間の管理人を配置する日については、当日受付も可能なものではありますけれども、予約に関する情報の錯綜でありますとかそれに伴うトラブル

ルが発生してはいけませんので、3日前の予約をお願いしておりますことをご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 答弁ありがとうございました。ぴよすく一ぼん、衣料品のほうの追加も前向きに取り組んでいただけるというご回答で、大変うれしく思っております。

現在、国の制度でまず保育料3歳以上は無料になっておりますけれども、3歳に満たない子たちは保育料がかかっています。そうすると衣料品にかかるお金、そちらが非常に子育て世代には負担になっていきますので、そこをぴよすく一ぼんで援助できるようにすればまた一層、次のもう一人産めるかなという気持ちになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ努力のほうよろしく願います。

質問なんですけれども、ぴよすく一ぼんの対象店舗がたくさん列举をしてあるんですけれども、実際には取り扱っているのかなというように、その対象品目を取り扱っているのかなと思うような店舗も中にはあるように感じるんですが、実際に券が使われた中で、個人商店、町内の個人商店で使われている例があるのかどうか。もちろん町内の消費というのも喚起できればなお一層いいと思っておりますので、そちらをもし分かったら教えてください。

また、コロナ対策のほうですけれども、キャンプ場の予約に関してはコロナ対策ではなくて人件費をタイトに設定するためのものだということで、大変理解できる内容です。

ただ、コロナを経てやはりキャンプブームというのが来ております。先日、キャンプ場の利用状況というのを伺ったところだったんですけれども、個人的に、何か自分が思っていたよりはちょっと少ないのかなというふうに思いました。もっとお客さんいるんじゃないかなというふうにも思ったところです。

そこでお伺いしますけれども、予約がなくて断った実際の件数がどのくらいあるかというのがもし分かっていたら願います。あと、最近キャンプサイトのほうをまず予約をして、たくさん予約をして当日キャンセルするというような、取りあえず押さえておくみたいな利用客、ちょっと迷惑な利用客もいるというふうに聞くんですけれども、そのような例が名川でもあったのかどうかというのをお聞きします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ぴよすく一ぼんの取扱店に対するご質問でしたけれども、こちらで把握している直近の利用実績は、昨年度12月の実績になりますけれども、取扱店の登録28取扱店、うち実績があったのは4取扱店という結果になっておりまして、個人商店での実績は12月時点ではありませんでしたが、それ以外の月に関しましても似たような傾向が出ているのかなというふうな状況と捉えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 先ほどのご質問でございます。当日お断りを申し上げた件数ですとかそういったことでございますけれども、現場と月に2回ほど打合せをさせていただいておりますけれども、現場の作業員から現場の課題として、本件の報告はございませんで、少なからずあろうかと思っておりますけれども、例えば現場が混乱するというような課題では、件数はあるんでしょうけれどもそれほど問題になるような件数ではないと思われるので、私どものほうにはそういった件数の報告は、今のところございません。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 工藤愛君。ただいま答弁はさせましたけれども、コロナ対策とはちよつとずれた問題でしたので、注意しておきます。

これで工藤愛君の質問を終わります。

次に、6番、滝田勉君の質問を許します。滝田勉君。

（6番 滝田勉君 登壇）

○6番（滝田勉君） おはようございます。

今定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今年度も残り1か月となりました。3年ぶりに開催されたえんぶりも終わり、春の訪れが待ち遠しい今日この頃です。新型コロナウイルス感染症も全国的にも減少してきており、本来の生活に戻ることを

願っております。

それでは、通告に従いまして本町における鳥獣被害の現状と対策について質問いたします。

鳥獣による被害は生息分布域の拡大や耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域などを中心に深刻化してきております。農作物への被害に関しては、営農意欲の低下により離農者の増加につながりかねません。それに、最近では私たちの生活域まで入り込んできている状況です。中には追い払ってもなかなか逃げようとせず、空き地とか空き家とか倉庫などに住みつこうとしている害獣もいるようです。新聞やテレビ等などで報道されていましたが、イノシシや熊などによる人への被害など広域に進んでおり、全国的にも深刻化が高まってきています。

実は昨年秋、私の地域にタヌキの親子4匹が町内を移動して、1か月ぐらい住みついていたことがありました。そしてまた、カラスなどによる被害もありました。その際は大変担当の職員の方々にはご迷惑をおかけして、ありがとうございました。

このような事例もありましたので、今回の質問をさせていただきます。町の基幹産業であります農業を守るため、物への被害や人への被害を防止するために、次のことについて質問します。

1つ目は、最近のここ二、三年の被害の届出件数と主な鳥獣の種類を教えてください。

2点目は具体的な被害の内容と金額を教えてください。

3点目ですが、鳥獣被害による防止対策の具体的な取組の成果と今後の課題について、この3点について質問いたします。

ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは滝田勉議員にお答えを申し上げます。まず、当町における鳥獣被害の現状と対策についてであります。有害鳥獣捕獲に対する被害防止対策については、町の鳥獣被害防止計画に基づき実施しております。八戸農業協同組合及び馬淵川漁業協同組合からの依頼をもとに、青森県猟友会南部町支部の協力を得て、銃器と箱わなによる捕獲及び追い払いを行っている状況であります。まず最近の鳥獣被害の届出件数と主な鳥獣の種類についてであります。届出件数は農作物被害があった場合と目撃情報のみの場合の2つの報告に分かれ、過去3年間においては、今年度は2月時点の暫定値となりますが、農作物被害の届出件数は15件であり、主な鳥獣の種類についてはニホンジカが8件と最も多く、そのほかは熊、カラスとなっております。

す。

また、令和3年度の届出件数は2件、鳥獣の種類についてはニホンジカ。令和2年度の届出件数は10件、鳥獣の種類は熊が4件と最も多く、そのほかはニホンジカ、カラス、アライグマ、ハクビシンとなっております。

また、目撃情報の報告件数については今年度は2月10日時点の暫定値となりますが、43件であり、鳥獣の種類については熊、イノシシ、ニホンジカ、猿となっております。令和3年度は10件の目撃報告があり、鳥獣の種類については熊、ニホンジカ、ハクビシン、猿、イノシシとなっております。令和2年度は11件の目撃報告があり、鳥獣の種類については熊、ニホンジカとなっております。農作物被害の届出及び目撃情報件数については、全国的な傾向と同様に、当町も大幅に増加している状況にあります。

次に、過去3か年の具体的な被害内容と被害金額についてであります。農作物の食害が主なもので、今年度は1月末時点の暫定値となりますが、被害面積は1.3ヘクタール、被害金額は約530万円。令和3年度の被害面積は1.3ヘクタール、被害金額は約540万円。令和2年度の被害面積は1.5ヘクタール、被害金額は約600万円となっております。

このほか農地以外の生活圏においても目撃の情報は寄せられておりますが、住宅や人的及び車両等の被害状況は把握してございません。

次に、鳥獣被害による防止策の具体的な取組の成果と今後の課題についてであります。令和4年度の捕獲は3月までとなっております。また終了しておりませんので、令和3年度以前3か年の取組の成果をご説明申し上げます。

令和3年度はカラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ、カワウ、ニホンジカ、ハクビシンの合わせて258羽、4頭の捕獲の実績がありました。令和2年度は、鳥類304羽とニホンジカ2頭、令和元年度は鳥類347羽を確保しております。先ほどもご説明いたしましたが、農作物の被害面積及び被害金額はともに年々減少傾向にあることから、猟友会の有害鳥獣捕獲の活動の成果が表れているものと考えているところであります。

今後の課題につきましては、近年熊やイノシシ、ニホンジカなどの大型獣の目撃情報や農作物被害が増加しているため、猟友会による銃器及び箱わなやくくりわななどの捕獲及び追い払いを実施する必要がありますが、猟友会員の高齢化や捕獲のための有資格者が不足していることが挙げられます。また、ハクビシンやアライグマなどの中型獣については、町への報告件数は多くはないものの、個体数は増加傾向にあり居住地付近に住みついていると考えられますが、銃器による捕獲ができないため、箱わなを貸出しすることとなり、猟友会及び関係課の連携の強化が必要

になります。

有害鳥獣の捕獲につきましては、猟友会に依存するところが多いため安心安全な捕獲体制を強化するとともに、会員に対して研修会への参加を呼びかけるなど、多種多様な有害鳥獣の捕獲技術の向上につながる取組を行ってまいりたいと考えてございます。

今回の数値につきましては、あくまでも報告をいただいたものの件数になっているわけですし、恐らく報告をされていない住民の方々もそれなりにいるだろうというふうには考えております。ですから、実際はもっと件数が多いのではないかなと考えております。いずれにしても猟友会の方々とさらに連携を図りながら猟友会さんのほうも高齢化というそういう、そしてまた会員が減少していているという部分もありますので、また会員を増やす、そういう啓発活動も行っていく必要があるだろうと思っておりますので、今後ともまたしっかりと対策を考えながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありますか。滝田勉君。

○6番（滝田勉君） 大変詳細なるご答弁、本当にありがとうございました。農作物の被害は、その年の天候とかそういうものに左右される部分もあると思うので増減というのはあると思いますけれども、先ほどご答弁にあったとおり、やはり猟友会の皆さんの力添えでこうして年々まず少しずつでも被害金額の減ってきているということが分かりました。それと、鳥獣の種類ですけれども、鹿とか熊、今までよく聞いていたんですけれども、私イノシシというのはあんまり聞いていなかったんですね。イノシシというのは結構報道等でも見えていますけれども、もちろん農作物への被害、特に米農家の被害というのはこれからすごい心配されてきているところだなと、そういう感想を持ちました。

それで、再質問をさせていただきますけれども、猟友会のことについてです。先ほど高齢化、それにまず会員数も減ってきているということで、鳥獣の捕獲するにはやはり免許等々必要で、猟友会の活動なしでは何もできないと思います。それでまず、担い手の育成というのはすごい重要になってくると思います。高齢化していると聞きましたけれども、そこで現在の会員数何名なのか、そして平均年齢と年齢の構成のほうもお聞かせ願いたいと思います。

あと取組についての再質問をします。鳥獣被害への取組は、捕獲の成果だけではないなと私思っています。追い払いなど野生の動物を寄せつけない、そういったことが一番大事なことだなと思っております。農家の人たちは一生懸命防鳥テープとか様々な対策をして、被害を少しでもな

くそうと一生懸命頑張っております。地域への侵入を防ぐには、やはり地域ぐるみで例えば鳥獣のえさになるものを捨てないようにしようとか置かないようにしよう、そういった啓発活動等の取組が鳥獣被害に強い地域づくりにつながっていくんじゃないかなと思っています。そこで被害に遭った方々への助言とか指導はどのようにされているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点のことについてご答弁よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の猟友会の会員数と平均年齢、そして年代別の人数についてでございますけれども、現在の猟友会の会員は48名となっております、平均年齢は62.5歳でございます。年代別の人数につきましては20代が1名、30代が4名、40代が3名、50代が7名、60代が18名、70代が15名となっております。

2点目の農地や生活圏に野生動物を寄せつけないための対策と、また、その被害に遭われた方への助言、指導はどのように行っているかということでございますけれども、高齢化も進み、以前より生活圏と農地の境界が不明瞭になってきていることから、鳥獣が生活圏へ侵入しやすくなっている状況でございます。農作物被害があった場合には、町のほうでは草刈りの徹底や農作物の収穫を徹底するなど、人と野生動物を隔離する緩衝帯、こちらを設置することも対策の1つであるということを説明しております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。滝田勉君。

○6番（滝田勉君） 答弁ありがとうございます。やはり猟友会の会員の年齢は、年を追うごとに会員数のほうも増えてきているということで、やはりこの担い手の育成というのはすごい大事になってくるなど。会員を確保するためにも、今まで町のほうでも一生懸命様々な経費の助成、例えば、自治体の報酬とかあと捕獲事業への補助金などを今も行っていただいておりますので、これからも様々な必要な措置を講じて取り組んでいただいて、会員数の増強、そういったことにも貢献していただきたいなと思っています。よろしく申し上げます。

あと助言、指導についてですけれども、私全然素人で分からないもので、でも被害に遭った人というのは本当にどうしたらいいんでしょうとすごい悩んでいる、困っている人がいっぱいいると思うんですよね。だから、これからもそういった捕獲だけではなく、被害防止のための様々なほかではこういうふうにやっていますよとかそういった事例などを助言していただいて、少しでも被害をなくするようにお願いしたいと思います。

あと最後、2点質問します。鳥獣の処理、処分方法について伺います。捕獲した鳥獣や車に野獣等々たまに引かれているの見かけることがありますけれども、どのような方法で処理されているのか教えてください。また、鹿やイノシシなど捕獲頭数が増えてきた場合、処理がスムーズに進まないおそれが出てきます。捕獲頭数の多いところでは今ジビエ、こういった利活用に取り組んで地域の活性化につなげている自治体もあります。最近、注目されているジビエも選択肢の一つかなと思いますが、これから捕獲頭数が増えていった場合の対応策ありましたらお聞かせください。

最後の質問ですけれども、近隣市町村との情報の共有について伺います。野生動物の保護を考えれば、自然界に帰ってもらおう、これが一番いいことだと思いますけれども、そうもいかないのが現状であります。例えば、追い払った野生の鳥獣が私たちの町から隣の町に逃げ込んできますね。その反対の場合もあります。そうしたことから、その時々を情報を共有して対処していくということがすごい大事だと思います。情報共有について、現在どのように行われているのか質問します。

そして最後ですけれども、野生鳥獣はすごく繁殖力が強くて早いスピードで増えてきていると言われております。ご存じのとおり、農林水産省のほうでは、鳥獣被害の防止対策として交付金などの支援も行っております。様々な要件はあるとは思いますが、被害の状況等に応じて交付金の活用なども検討していただきながら、近隣町村と連携を取りながら鳥獣被害の防止に取り組んでいただきたいなと思っていますので、よろしく願いして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまご質問のありました4点について、お答えしたいと思います。

まず1点目の捕獲した鳥獣の処理、処分方法についてでございますけれども、鳥獣保護管理法では、有害鳥獣として捕獲した野生動物は捕獲したままその場に放置していくことを禁じておりまして、捕獲した動物は苦痛を与えない方法で処分するという指針も示されております。このことから、町の鳥獣被害防止計画では、捕獲した対象鳥獣は、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づきまして、捕獲現場で埋却するなど適正に処理することとしております。また、廃棄物として処理する場合は、町の廃棄物担当課と捕獲者、また廃棄物処理業者と連携をして適正に処理することとしております。

次に、今後捕獲頭数が増えると処理が進まないことも考えられるということで、増えていった場合の対応というご質問についてお答え申し上げます。

捕獲頭数が多い地域においてはジビエとして利活用している事例もございますけれども、当町を含めた近隣市町村においては、現在のところ捕獲頭数はそこまでは多くはなく、また、処理施設を設置するほどの状況ではないこともございまして、また、ジビエ料理を提供する店舗もないため、処理した肉を流通することができないと考えられますので、これまで以上に猟友会の協力を得ながら、箱わなの設置と貸出しのほか、くくりわなや銃器による駆除を行っていきたいと考えてございます。

次のご質問の近隣市町村との情報共有についてでございますが、当町に接する八戸市南郷で駆除を実施する場合には、八戸市から実施日について情報提供を受けておりまして、情報提供を受けた場合には町から猟友会へ連絡をして、実施日に隣接する地域の巡回及び追い払いを行うように依頼しております。

当町の駆除については、5月から10月までの期間中、随時実施しているため、情報提供は行っておりません。

最後に、野生鳥獣の捕獲について国の交付金を活用することについてでございます。滝田議員よりご案内のありましたのは国の鳥獣被害防止総合対策交付金だと思いますけれども、こちらの交付金を活用するためには、町、県、警察署、農協、猟友会などを構成員とする被害対策協議会、こちらを設置することが条件となっております。現在令和5年中の設置に向けた準備を進めているところでございます。この交付金は、町が実施している箱わな等の購入費、捕獲活動の経費の支援など有害鳥獣被害対策に関する事業について、町が作成している被害防止計画に基づく侵入防止柵の設置や捕獲機材の購入、また、捕獲活動経費の直接支援などの取組について、2分の1の補助を支援されることとなります。

説明は以上になります。

○議長（夏堀文孝君） これで滝田 勉君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

7番、西野耕太郎君の質問を許します。7番西野耕太郎君。

（7番 西野耕太郎君 登壇）

○7番（西野耕太郎君） 第114回定例会において質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

1点目は、選挙における投票率の向上対策についてであります。当町における過去の選挙の投票率は、前回令和3年10月31日に行われた衆議院選挙では、八戸市を含んだ三戸郡下7市町村で51.34%と5番目の低さ、また令和元年7月21日の参議院議員選挙では40.62%で6番目、令和元年6月2日の知事選挙では40.41%で5番目、平成31年4月7日の県議会選挙では54.89%で、4番目の低さとなっております。今年は県議会議員、県知事選挙と統一選挙の年であります。県全体で見ても大変低い位置にある町の投票率を上げる対策が必要と思いますが、町としてこの投票率に対しての向上率対策について、考えがあるのかお伺いします。

次に、町の公用車の管理体制についてであります。町の公用車は除雪車両や消防車両を含めて多くの公用車があり、公用車管理規則や規程により管理していると思いますが、その管理体制は機能しているのか。また、車両台数は種類ごとに何台あるのかお伺いします。

理事者並びに町長の答弁を求めます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、西野議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。まず、私から2点目の町の公用車の管理体制について答弁をさせていただき、その後、選挙管理委員会のほうから答弁したいと思います。

それでは、町の公用車の管理体制についてお答え申し上げます。

まず、管理体制についてであります。南部町自動車管理規程に基づく車両管理者及び道路交通法に基づく安全運転管理者、副安全運転管理者を選任し、その管理者のもと道路運送車両法に基づく点検、整備状況の確認や車検時期の把握などの車両管理、また職員の運転免許証を把握するなど、適正な管理を行っております。

また、令和4年4月からは、道路交通法施行規則の一部改正に伴い、公用車の運転前後の酒気帯びの確認を行っております。

次に、町で所有している車両台数についてであります。令和3年度末現在132台となっております。その内訳は職員が通常業務で使用する普通自動車や軽自動車などは67台、バス車両は6台、給食運搬車両は4台、消防指令車、消防自動車は35台、除雪車両は7台、乗用草刈機などの小型特殊車両は13台となっております。

なお、令和元年度末は145台、令和2年度末は141台であり、3年間で13台削減しており、現在も削減に向けた調整を行っているところであります。今後も関係法令を遵守し、所有台数の適正化を図りながら環境に優しいとされるハイブリッド車の配備なども考慮してまいりたいと考えております。

次に、選挙における投票率の向上の対策についてであります。選挙管理委員会のほうからまず答弁をさせていただき、基本的に西野議員からご指摘がありました当町投票率、いずれも大変郡内においても県内においても低い状況にあります。

今までもいろいろな対策は選挙委員会のほうでも行っておりますけれども、私は思い切った対策ということを考えていかないと、なかなか向上につながっていかないのではないかなというふうに個人的にはそういうふう感じているところであります。

○議長（夏堀文孝君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐々木登志雄君） 選挙管理委員会の委員長、佐々木でございます。

よろしくお願いたします。

西野耕太郎議員にお答え申し上げます。選挙における投票率の向上対策についてであります。議員ご案内のとおり近年の国や県の選挙での当町の投票率は低い水準となっております。選挙は民主主義の根幹でありますので、有権者の皆様に選挙に関心を持っていただき、投票率を上げることは選挙管理委員会といたしましても重要なことだと考えております。令和3年6月定例会において、中舘文雄議員のご質問にもお答え申し上げましたが、これまで実施してきた投票率向上策としましては、町の広報紙やホームページを活用した選挙制度の周知と、政治参加の啓発、中学校の生徒会選挙における投票箱や記載台などの選挙物品の貸出し、職場体験における選挙事務の従事、町内の期日前投票所3か所のいずれの投票所でも投票ができる体制としたこと。

防災行政用無線による広報活動、投票日当日の町内巡回による投票の呼びかけ、ツイッターを活用した投票の呼びかけ、明るい選挙推進協議会と合同で実施した名久井農業高等学校での投票の呼びかけ、投票した方へ抽せんでお食事割引券の贈呈など実施してまいりましたが、昨年7月執行の参議院通常選挙において、町の投票率は47.12%、八戸市と三戸郡の7市町村中7位という結果となりました。青森県選挙管理委員会が取りまとめた昨年7月の参議院選での年代別の投票率を見ますと、10代がやや高いものの20代が最も低く、年代が上がるにつれて投票率が高くなっていくという傾向があり、当町も同様の傾向でありました。このことから、投票率の向上には若い世代にいかに関心を持ってもらうかが重要であると考えております。昨年、主に若者をターゲットとした全国的にも例のない思い切った投票率向上対策案を町から提案していただき、様々検討を重ねた結果、意見がまとまらず実現には至りませんでした。選挙管理委員会として現時点で新しい投票率向上策案はございませんが、思い切った対策を考えないと、なかなか投票率向上にはつながらないとも感じております。引き続き町明るい選挙推進協議会の方々と連携しながら、従前の取組は継続しつつも新しい啓発対策を模索し、投票率の向上を目指してまいりたいと考えております。議員の皆様からもご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 町長並びに選挙管理委員会委員長、答弁ありがとうございました。今まず選挙のほうからの話になりますけれども、管理委員長のほうからいろいろな広報紙等を利用したいろいろな施策を実施しているんだと。でもなかなかその啓発しているのだけれども、それに

投票率に結びついていないと。これは国内全体を見ても、年々投票率はもちろんさつき委員長が今言いましたとおり低下しております。投票年齢を18歳に引き上げたからということで先ほどもありましたけれども、10代であってもそういうことだと、特に若年層の方の投票率があまり伸びていないのかなというふうに私も思っております。これはやはり政治に関する関心度が薄くなっているのかなというような気がしているんですけれども、私もやはりこのままだと駄目なのかなということでちょっと調べてみましたら、総務省のホームページに投票率を上げる向上対策についてのホームページがありまして、それを見ましたら県内の弘前市とすぐ隣の隣接の田子町で取り組んだ事例が載っておりました。総務課長が見ているかどうかちょっと分からないんですけれども、これは平成27年の統一選挙に弘前市の場合ですけれども、期日前投票所を商業施設と大学、この大学はどこの大学と言わなくても弘前市にある大学と言えば大きい大学ありますので分かると思いますけれども、これに期日前投票所を増設した例です。ホームページに載っていますので後で調べてもらえば分かりますけれども、この期間6月23日から7月9日の期日前投票所の全体の投票者数は弘前市で2万3,553人やったと。これは過去最多だったそうです。そのうちの商業施設では8,281人の方が期日前投票をやっていると。それから大学では405人、平成25年に比べて7.3ポイント増加しているという結果が出ております。田子町の事例はこれは体の不自由な方を送迎すると、期日前投票で、これは実績はあまりなくて4名ぐらいとしかなかったみたいなんですけれども、でも田子町はこれを継続して今後増やしていくとか啓発していくということで、多分これも需要が高まってくるのではないかなと。田子町だけでなく、全国ほかの町村を見ても、特にこれ高齢者の方とか障害者の方を、期日前投票を車を送迎してやっている事例が結構見受けられると思いますので、今後田子町、弘前市の事例を参考にして、南部町にも大型商業施設があるわけですので、幾らかの経費はかかっていくとは思いますが、やはり委員長さんが言ったとおり大胆な発想を持って思い切った対策をしないと、なかなかこの投票率というのは上がらないと思いますので、これを参考事例として取り組んでいったらいいじゃないかなと考えております。

次に公有車の管理体制についてであります。今町長からありましたけれども、132台あると。私が今なぜこの質問をするかといいますのは、他の町村で、これは青森県ではないんですけれども、公用車の車検が切れていてそれに気づかずに運転していて職員が事故を起こしているという事例があったんです。車検がないので事故を起こしているわけですので、当然町の責任というのは大変なことになります。先ほど町長から答弁の中であったんですけれども、運転管理者が見ているよと言っていますけれども、やはり運転管理者といっても何人いるのかちょっと分からない

んですけれども、安全運転管理者がですね。

今、南部町は本庁舎1本でなったわけですので、前は分庁舎方式だったのでそれぞれの分庁舎にそれぞれ車を置いたりしてやったんですけども、今は一極集中しているので、やはり事故が起きてからでは遅いわけなんですよ。車検が切れていた、それと運転管理者がもし、朝毎日132台のうちはず別として、普通車と軽車両67台あると。67台を毎日始業時と終業時に点検するというのも大変な話ではあるのかもしれないんですけども、でもこれをやっていかないとちゃんと管理しないと、だから大変なことになると思うから今回質問したんです。というのは、旧名川町時代の話になるんですけども、町長はご存じだと思いますけれども、公用車を一元管理してやったんですよ。安全運転管理室というのを設けて運転管理室を置いてここに室長と職員がいて、それぞれの車両を始業時から終業時までキーをそこで預かっていると。安全運転管理室に行って車のキーを借りる、返すというようなスタイルで職員たちは朝晩、朝来れば車を見て夜になれば見ると、これは事故だけでなく例えば事故といいますか何か破損していたりとか何あっても気がつくということでそういうふうなことであったと思うんですけども、これはやはりよかったのかなと私自身ではそう思っているんです。ですのでやはり起きてからでは遅いので、除雪車両とか消防車両についてはそれぞれ委託したりとかそれから消防車両はそれぞれの分団の話だと思いますので、それはそこはそれなりに各消防分団でやっていると思いますけれども、問題は通常に使っている公用車の管理です。これについてはやはり、もう少し検討する余地があるのではないかと。一極集中するような管理の体制を取っていかないと万一事故が、なぜこういうこと言いますかと言いますと、今までにも議会の中で破損しましたとか賠償責任が出ましたとかというのは出ています。私はそのとき黙っておりましたけれども、やはりそういうのがないようにしないといけないなというふうに思っていますので、やはりその一極集中管理とか何かを考えて今後いかないと、大変ではないのかなということで今回質問させていただきました。もしそれについて考えがあるのであれば、総務課長等からでも答弁いただければというふうに思います。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、ただいまの西野議員のご質問にお答え申し上げます。まず選挙の投票率向上対策についてでございますが、先ほど西野議員からご紹介がありました弘前市、田子町での取組、これは当町の選挙管理委員会のほうでも把握してございます。そのほか平川市とあと新しいところではつがる市というところが共通投票所を設けるという形でのいろ

いろな取組をしております。この投票率向上対策につきましては、先ほど委員長、そして町長からもご答弁がありましたとおり、やはり何かやらなければなかなか変わっていかないというのは私も担当課長として同様の意見でございます。

それで、まず1つの田子町の送迎の点につきましては、これも前回の中館議員のときにもちょっとお答え申し上げたところでございますが、現在町では送迎をするバスという代わりにちえりバスが町内無料ということで、まずそちらのほうを前回のときも活用していただければというお話しました。しかし、ただそれからまだ時間がたっていることでもございますので状況も変わってございます。ですので、そういったことも含めて、そして投票につきましてはどうしてもセキュリティ対策というものを第一に考えることが重要になってまいりますので、そこを踏まえた上で新たな対策をやはり我々としてもしっかり考えていきたいと思っております。そして公用車の件に関しまして、まず安全運転管理者が何名いるのかというお話がちょっと質問の中にございました。現在、分庁舎方式から一つの庁舎にまとめましたが、現在6名が安全運転管理者として指定しております、それから副安全運転管理者というのを2名つけてございます。これは車両の保有する台数によって人数が決まっておりますので、それに応じた選任をしてございます。そして毎日やはり点検、管理するのは大変だということはおっしゃるとおりでございます、その上で南部町におきましては、車両を管理している課の課長を所有している例えば総務課で管理しているのであれば、総務課長が車両管理者ということでそこで指定されておまして、その下で運転者、普通の車を使用する際に運転する職員は利用の都度点検するということが、これが一応決められていることでございます。そして、運転管理室で一括管理してはどうかというお話でございます。これにつきましては、役場内でも同様の意見がございまして様々協議をした結果、現在では運転管理室で、つまり総務課で管理する車両と各課において管理する車両と分けて管理してございます。やはりご指摘のとおり、一元的に管理するメリットは大きいと思いますので、車検時期につきましては担当課で把握することはもちろんでございますが、運転管理室においても全車両の車検時期については把握してございます。今回一般質問がございました経緯もございまして、先日、全課のほうに車検時期をつくった一覧表をさらに配付して、間違いなく車検漏れがないようにということで通知したところでございます。今後も年度毎に車検該当車両を通知などするして、担当課、そして運転管理室においてもダブルチェックをするような体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 総務課長どうも答弁ありがとうございます。まず投票率の向上対策については、やはり今後を考えるとするのであれば私は商業施設等があるので、南部町にも大型商業施設があるのでそういったところを利用して、経費はちょっとかかっていくのかもしれないんだけど、しかしやはり何か手だてをしないと向上対策にはなっていないのかなど。やはりお客さんそこに来れば買物しながら、もう変な話ですけれどもついでに投票していくかなど、弘前市の事例を見ていると8,000人もやっているということですので、やはり効果はあるのかなどというふうに思われますので、検討いただければなというふうに思います。経費はかかっていくし職員もそれなりに配置しなければならないので、いろいろと大変だと思いますけれども、しかし1回やってしまえばそれなりに効果は出ていくのかなということが期待されます。

あと車両のことについては、運転管理者等が6名いると。まず、それなりに担当課長がしっかりとやっているんだということなんですけれども、やはり私何回も言いますが、起きてからでは大変ですので、その辺についてはやはり担当する車両を持っている担当する課の課長は、十分に職員との連携を取りながらやはり車両といえども、やはりあれですのもう一旦動かしてしまえばそれなりに人に対する、それは人だけではないでしょうけれどもいろいろと出てくると思いますので、その辺については十分これからも各課で対応していただければなというふうに思います。

最後になりますけれども、町長が先ほど向上対策について何か考えがあれば、町長のほうから答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず1点目の投票率の向上ですけれども、もう本当に現実的に深刻な今までであれば人口が多い市、多い町はどうしても投票率が低いという傾向がありましたけれども、現在昨年の参議院の選挙みても、三戸郡下、三八においても当町が一番下位になったということは今までにない結果だったわけであります。そういうことも踏まえて、我々も真剣に投票率アップというのを考えていかなきゃならない。今までいろいろな対策を講じていましたけれども、もうそれでも結果が出ていない。であれば、抜本的に具体的なことを考えていかないといけないのではないかなという思いで、昨年実はアンケートを取らせてもらいました。若い高校生64名、

大学生340名、また、地元の企業の方々の若い方々からアンケートを取って3割は行かない。3割は特典があっても行かないということです。3割はそういうのがなくても行く。あとの3割は特典があれば行く。3割ずつにきれいに分かれているんです。中には年配者の方のアンケートは特典があれば逆に行かないという人も10%ぐらいあります。ただここには20%と10%で大きな差があって、50代60代の方々の投票率はもう圧倒的に多い。行くという方々が多いわけで、そういうことも踏まえてやはりその若い人たちに興味を持ってもらわなければやはり上がらないだろうなということで、選挙管理委員会のほうでもいろいろ決めていくことになると思いますが、今、西野議員さんからありました商業施設、こういうところであるというのは、私はいい案ではないのかなど。弘前は若い人たちが行くデパートとか同じ商業施設でも遊べる、そういうところもありますので、アップは効果がもっとあったんだろうと、我々のところはスーパーさんが考えられるわけですが、若い人、10代、20代というのは年配者よりは利用が少ないと思いますけれども、いずれにしてもそういう場所にも設置する、ただ町内の投票所増やすだけでは変わらないと思っています。増やすんだったら商業施設とか、また何か特典をやはり考えてみて若い人たちをまず投票所に行ってもらおう。行くということはその後必ず自分が支持した方がどういう活動しているかという興味を持つわけですので、まず行かせるようにしたいということで、今のアンケート等も私どもも踏まえて考えておりました。また選挙管理委員会のほうとも連携取りながら、議員の皆さんからもまたいろいろ協議をしながら、どのように今、県会議員にはちょっと間に合わないと思います。ただ、何かやはり今までと違うことをやらないと上がらないという、共通認識を持ちながら一緒に向上につなげていきたいと思っています。

それから公用車ですが、旧名川町時代、安全運転管理室がありまして、そこで全て管理しておりました。私も非常にいい管理をしていたなと思っています。合併して各庁舎、一気に車の台数が増えたわけですし、今減らしてきております。これからは専用車両除いて、一般車両の場合にはやはり減らしていかなければならない、そういうときに各課の課長たちが管理者になっておりますが、自分の本業のほうの仕事で恐らくなかなかチェックはしていますけれども、本業の課の仕事のほうにどうしてもやはり中心になるわけですし、ちょっと1年ほどかけてこれから運転管理室を設ける、ただ設けるときの職員を増やさなきゃならないのか、従来のあれでできるかどうかというのも協議して、やはりこれからは専門室を設けてしっかりと管理していくというのが西野議員おっしゃっていたように、大事なことだなというふうに同じ考えておりますので、少し検討させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時42分）

令和5年3月6日（月曜日）

第114回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第114回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年3月6日（月）午前10時開議

- 第 1 報告第 1号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（ふるさと運動公園改修土木工事）)
- 第 2 議案第 1号 令和5年度南部町一般会計予算
- 第 3 議案第 2号 令和5年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 4 議案第 3号 令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 5 議案第 4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 5号 令和5年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第 6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第 7号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 第 9 議案第 8号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 10 議案第 9号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 11 議案第 10号 令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 12 議案第 11号 令和5年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 12号 令和5年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 13号 令和5年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 14号 令和5年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 15号 令和5年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 16号 令和5年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 18 議案第 17号 南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 18号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 19号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 20号 南部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議案第 21号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 23 議案第 22号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 23号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第 24号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 25号 南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第 26号 南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第 27号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第 28号 南部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 30 議案第 29号 南部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 31 議案第 30号 南部町学童保育施設条例の制定について
- 第 32 議案第 31号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第 33 発委第 1号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛君	2番	松本 啓吾君
3番	久保 利樹君	4番	夏堀 嘉一郎君
5番	坂本 典男君	6番	滝田 勉君
7番	西野 耕太郎君	8番	山田 賢司君
9番	八木田 憲司君	10番	中舘 文雄君
11番	工藤 正孝君	12番	夏堀 文孝君
13番	沼畑 俊一君	14番	根市 勲君
15番	馬場 又彦君	16番	川守田 稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課 参事	久保田 敏彦 君	企画財政課 参事	金野 貢 君
交流推進課 長	松原 浩紀 君	税務課 長	下井田 耕一 君
住民生活課 長	夏堀 勝徳 君	福祉介護課 長	戸室 正樹 君
健康子ども課 長	夏坂 和徳 君	農林課 長	石橋 一史 君
商工観光課 長	北上 隆広 君	建設課 参事	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務 長	岩間 雅之 君
市場 参事	馬場 均 君	教 育 長	高橋 力也 君
学務課 長	西舘 昌男 君	社会教育課 長	柳久保 正弘 君
農業委員会事務 局長	野月 正治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	舘崎 あつ子	総括主査	坂本 裕昭
主 事	柴田 和香		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第114回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（ふるさと運動公園改修土木工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（柳久保正弘君） おはようございます。

それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（ふるさと運動公園改修土木工事）」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものを地方自治法の規定によりご報告させていただくものでございます。

専決年月日は令和4年12月16日、工事名はふるさと運動公園改修土木工事、工事場所は大字上名久井地内、契約の相手方は夏堀工務店株式会社、代表取締役、夏堀陽子。

変更前の請負代金1億4,770万2,896円に請負代金の2.24%となる330万5,104円を追加するものでございます。

変更内容は、ウレタン舗装補修及びインフィールド芝擦り付け工種の追加並びにコンクリート舗装材料費の追加による増額でございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

◎議案第1号から議案第16号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。日程第2、議案第1号から日程第17、議案第16号までの令和5年度南部町各会計予算16件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案16件については、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までの議案16件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。
本日、本議会終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第17号「南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の4ページをお開き願います。

議案第17号「南部町条報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1. 趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

個人情報の保護に関する法律の改正を理由とした条例案は本条例改正案のほか議案第28号、議案第29号の計3本ございます。

法律改正の概要をご説明いたします。

2. 内容（1）のとおり、従来は民間と行政機関で異なる法律で運用されていたものを個人情報の保護に関する法律に統合し、市町村の条例ごとに異なっていた個人情報保護制度を全国的なルールとして定めたものであります。当町においてはこれまでの取扱いと大きな変更はございません。

議案第17号の主な改正内容は、2. 内容（2）のとおり、法律や県条例の規定に準じて不開示情報の類型を整理するほか、（3）のとおり、南部町情報公開審査会を南部町情報公開・個人情報保護審査会に改正すること、（4）のとおり、南部町情報公開審査会を廃止することなど所要の改正を行うものであります。施行日は令和5年4月1日。

議案第17号のご説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。
議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第19、議案第18号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定
について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第18号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1. 趣旨でございますが、福田集会所の新築移転に伴い集会施設の位置を2. 内容のとおり大字福田字家ノ下3番地4から大字福田字町中5番地1に改めるもので、施行日は令和5年4月1日であります。

議案第18号のご説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。
質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。
議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第20、議案第19号「南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長(柳久保正弘君) 説明資料の6ページをお開き願います。
議案第19号「南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。
趣旨でございますが、特別職の職員で非常勤のものものについて、町民体育館運営委員会委員、体育センター運営協議会委員及びB & G海洋センター運営委員会委員を一本化して、社会体育施設運営委員会委員とするため、所要の改正を行うものでございます。
施行日は令和5年4月1日でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第20号「南部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第20号「南部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2の内容であります。本条例は子ども・子育て支援法に基づいて設置する南部町子ども・子育て会議について定めているものです。子ども家庭庁の設置に伴って施行される整備法による子

ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例における条項ずれについて改正するもので、子ども・子育て支援法第77条第1項を引用している箇所について、72条第1項に改めるものです。

施行日は令和5年4月1日であります。

議案第20号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第21号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第21号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨であります。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2の内容であります。整備法により①子ども・子育て支援法の条項ずれに関する改正を行うもの。②学校教育法の条項ずれに関する改正を行うもの。③関係省庁からこども家庭庁に事務が移管されることにより、厚生労働大臣と規定されている箇所を内閣総理大臣と改正するもの。また、本条例は基準府令に従って制定しているものであることから、基準府令に従って懲戒に関する権限の濫用禁止を削除する改正を行うものです。

施行日は令和5年4月1日。ただし第26条の改正については公布の日。

議案第21号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第22号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第22号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨であります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い所要の改正を行うものです。

2の内容であります。本条例は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従ってあるいはこれらを参酌して制定しているものですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の施行に伴う省令基準の改正内容に準じて次のとおり改正を行うものです。

- (1) 安全計画の策定に係る規定を加える改正。
- (2) バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正。
- (3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正。
- (4) 懲戒権関係規定の削除。
- (5) 衛生管理における必要な処置の具体的な内容を加える改正。
- (6) 所管の大臣を変更する改正。

となっております。

施行日は令和5年4月1日であります。ただし、第14条の改正規定は公布の日となります。

議案第22号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第23号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第23号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨であります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2の内容であります。本条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従ってあるいはこれらを参酌して制定しているものですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う基準省令の改正内容に準じて、次のとおり改正を行うものです。

- (1) 安全計画の策定に係る規定を加える改正。
- (2) バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正。
- (3) 業務継続計画の策定に係る規定を加える改正。

(4) 衛生管理における必要な措置の具体的な内容を加える改正。
となっております。

施行日は令和5年4月1日であります。

議案第23号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第25、議案第24号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第24号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたしま

す。

1の趣旨であります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたため、南部町国民健康保険条例における出産育児一時金を改正するものです。

2の内容であります。出産育児一時金を現行の40万8,000円から48万8,000円に8万円引き上げるものです。出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律に引き上げるものです。これにより、産科医療保障制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は50万円となります。

施行日は令和5年4月1日であります。

議案第24号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第26、議案第25号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第25号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

趣旨でございますが、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うもので改正による内容の変更はございません。

内容といたしましては、新旧対照表に記載のとおり第5条中、地方自治法第243条の2第4項を地方自治法第243条の2の2第4項に改めるものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第27、議案第26号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、説明資料の13ページをお開きください。

議案第26号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、観光施設利用者のニーズが多様となってきたことから、今後の観光施設のさらなる活性化を図るため、県内のキャンプ施設を参考にした施設利用料の改定、利用者ニーズに合わせた滞在区分の細分化、オートキャンプ場入場料及び一部施設使用料の廃止、レンタル用品の拡充に伴う使用料の追加など所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、南部町観光施設条例第6条関係の別表、利用区分や使用料の改正でございまして、野営場は従前の一人220円をテント一張り550円に改正するほか、テントにて宿泊キャンプをする場合の利用開始時刻を従前の午後3時から午後1時に繰り上げ、またオートキャンプ場の入場料廃止など利用者から寄せられていたご意見なども参考に改正するものであります。

また、テントや調理器具などの拡充により品目と使用料も追加しており、施行日は令和5年4月1日でございます。

議案第26号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 今商工観光課長からご説明あったんですけども、2番の内容の中の一番下のところです。その他施設終了の廃止の中の龍神タワー、チェリリン村敷地のところなんですけれども、龍神タワーはもうほとんど、今いつから使われていないのかちょっと分からないんですけども、このタワーをもう何年たってどういうふうにするのか、結局壊さなければならぬものだと思うんですけども、老朽化してですね。それをいつに壊すのか、そのままにしておくの大変ではないのかなという気がしているんですけども、その辺についてお知らせ願いたいなと思います。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） ただいまご質問いただきました龍神タワーの件でございますけれども、まず龍神タワーにつきましては、タワーに登るために張りめぐらされましたロープでありますとか展望台の板などの老朽化によりまして、平成29年度から使用禁止となっております。これまでもどのような利用形態とするか等々を課内でも話し合った経緯がございますけれども、結論には至っておりませんで、再利用の検討に当たりましては、どのような使用形態にするのか、それ以前にタワー本体の強度は十分に担保されるのか、また、強度が仮にあるとすれば改修費用はどのぐらいかかるのかとか、そういった検討や検証が必要でありますので、今後どのような進め方がよろしいか、利用形態とかタワー本体の郷土の調査をするとか、そういった検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 今の観光課長の説明ですと、まずタワーに張ってあるアスレチックはもちろん使えない網でしょうけれども、タワー自体の強度はあるということなんですか。ということは保安上の検査かなんか毎年受けているということの理解でいいのかな。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 私の説明不足で申し訳ございませんでした。タワーの強度についてはまだ調査はしておりませんので、これからは使用するとなるとまずタワーの強度が十分担保されているかというような調査が必要になってくると考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） そうすればやはりあれは、検査をするなりしてあるのであれば利活用

できないわけですので、やはり取り壊すなりしないとちょっと観光施設としては使えないものなので、多分もういい加減建ってる年数はたっているはずなんですよね。今言ったとおり平成29年から廃止になっているわけですので、やはりあれはなくするべき施設ではないのかなというふうな気がするんですよ。多分土地は上名久井財産区かどこかから借りての使用になっていると思うんですけども、なくする方向で検討するべきではないかなというような気がするんですけども。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） 今いただきましたご意見も十分分かりますので、これからそういった取り壊しも含めた視野に入れた検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第28、議案第27号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の15ページをお開き願います。

議案第27号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

趣旨ですが、道路法施行令の一部改正に伴い、国の改正に準じ道路占用料の額を改めるため、所要の改正を行うものです。

内容ですが、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を改定するもので、条例の別表資料16ページから18ページの新旧対照表の改正後のおり一部改正するものです。

施行日は令和5年4月1日となります。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第27号は原案のおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第29、議案第28号「南部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第28号「南部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明いたします。

1. 趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行条例を廃止して新たに条例を制定するもので、2. 内容のとおり、（1）開示請求の手続きや、（2）手数料等について既定し、（6）附則第2条で現行条例である南部町個人情報保護条例を廃止いたしますが、新条例移行後も当町におけるこれまでの運用と大きな変更はございません。

施行日は令和5年4月1日。

議案第28号のご説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第30、議案第29号「南部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 説明資料の20ページをお開き願います。

議案第29号「南部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」ご説明いたします。

1. 趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、必要な事項を規定するものであります。

具体的には、2. 内容のとおり審査会の事務や組織等について既定するもので（4）②のとおり情報公開・個人情報保護審査会設置法の罰則に準じて職務上知り得た秘密を漏らしたものは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしております。

施行日は令和5年4月1日であります。

議案第29号のご説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第31、議案第30号「南部町学童保育施設条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 説明資料の21ページをお開き願います。

議案第30号「南部町学童保育施設条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨であります。学童保育施設の新設に伴い、その管理運用に必要な事項を定めるものです。

内容であります。放課後児童健全育成事業を実施するため、学童保育施設の設置等に関する事項を規定するもので、名称を名川なかよしクラブとし、大字下名久井字赤沼3番地1に設置し、管理及び運営、使用の許可、使用の制限、使用权の譲渡等の禁止及び原状回復の義務等について規定するものです。

施行日は公布の日であります。

議案第30号の説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第32、議案第31号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(久保田敏彦君) 説明資料の23ページをお開き願います。

議案第31号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について」ご説明いたします。

1. 趣旨でございますが、令和5年6月1日から構成団体に八戸市を加入させ、市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市と十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めます。

議案第31号のご説明は以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第33、発委第1号「南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

（議会運営委員会 委員長 馬場又彦君 登壇）

○議会運営委員長（馬場又彦君） 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、制定するに至った経緯と提案理由を説明します。

これまで議会及び町の個人情報の取扱いについては、南部町個人情報保護条例で必要な事項を定め、適正な取扱いがされているところでありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から同法の規定が地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりました。

しかし、議会においては国会などと同様に同法の適用対象外とされ、議会における個人情報の取扱いは自律的な対応に委ねられました。

そこで、南部町議会における個人情報の取扱いについて既定するため、南部町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとし提案するものです。

本条例は改正後の個人情報の保護に関する法律や町の個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図りつつ議会が保有する個人情報を保護するため、個人情報等の取扱い、個人情報開示、訂正および利用停止等の手続などについて既定しています。

また、本条例は罰則規定を含んでいるため、青森地方検察庁と協議を行い、1月31日付けで検察庁から特段の意見はないとの回答を得ており、協議を終了しております。

施行日は令和5年4月1日からです。

以上、提案理由といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月10日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時48分)

令和5年3月10日（金曜日）

第114回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第114回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年3月10日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第 1号 令和5年度南部町一般会計予算
- 第 3 議案第 3号 令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 令和5年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 7号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 第 8 議案第 8号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第 9号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 10 議案第 10号 令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 11 議案第 11号 令和5年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 12 議案第 12号 令和5年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 13号 令和5年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 14号 令和5年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 15号 令和5年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 16号 令和5年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 32号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 第 18 議案第 33号 令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 19 議案第 34号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 20 議案第 35号 令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 21 議案第 36号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第 22 議案第 37号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 23 議案第 38号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 24 議案第 39号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 25 常任委員会報告
- 第 26 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第40号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第3 議案第41号 南部町大平財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課 参事	久保田 敏彦 君	企画財政課 参事	金野 貢 君
交流推進課 長	松原 浩紀 君	税務課 長	下井田 耕一 君
住民生活課 長	夏堀 勝徳 君	福祉介護課 長	戸室 正樹 君
健康こども課 長	夏坂 和徳 君	農林課 長	石橋 一史 君
商工観光課 長	北上 隆広 君	建設課 参事	松橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務 長	岩間 雅之 君
市場 参事	馬場 均 君	教育 長	高橋 力也 君
学務課 長	西舘 昌男 君	社会教育課 長	柳久保 正弘 君

農業委員会事務局長 野 月 正 治 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 館 崎 あつ子 総 括 主 査 坂 本 裕 昭
主 事 柴 田 和 香

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第114回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第16号の上程、報告、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第1号から議案第16号までの令和5年度南部町各会計予算の議案16件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、中舘文雄君。

（予算特別委員会 委員長 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

予算特別委員会の審査の結果のご報告をいたします。

3月6日の本会議において本委員会に審査を付託されました、議案第1号から議案第16号までの令和5年度南部町各会計予算16件につきましては、8日及び9日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第1号から議案第16号までの議案16件は、全会一致により全て原案のとおり可決としました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号から議案第16号までの議案16件を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号までの議案16件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第32号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして、89ページをお開き願います。

議案第32号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から2億1,424万4,000円を減額し、予算総額を124億7,753万4,000円とするものでございます。

94ページをお開き願います。

上段の第2表、繰越明許費は、表記載の事業について今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で5,195万5,000円を翌年度に繰越しし、実施するものでございます。

下段の第3表、地方債補正は、それぞれの事業費の確定に伴い、表記載のとおり限度額を減額するものでございます。

114、115ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたしますが、このたびの補正予算は、各種事務事業の事業費につき

確定または決算見込みにより不用額を減額し、それにより生じた余剰財源を将来の公共施設の整備等へ向け、公共施設整備基金へ積み立てることを基本に編成いたしました。その結果、2款1項の5行目、13目基金管理費の説明欄に記載がありますように、公共施設整備基金に2億5,741万5,000円の積立金を計上いたしました。また、地域振興基金には、債券の運用による利子の増額見込額161万円を追加。下水道事業債元利償還基金は、今年度の公共下水道整備事業に対する国補助金が申請額から減じられたため事業費が減少し、この事業費に応じ県から交付される積立てのための補助金が減額となったことから、525万円を減額するものでございます。

118、119ページをお開き願います。

3款1項の2行目、5目障害者福祉費は、障害者医療費等の件数の伸びなどによりまして、19節扶助費に370万円を追加するほか、これに伴い11節役務費についても、審査件数が増えたため、審査手数料に6万6,000円を追加するものでございます。

120、121ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費の18節補助金は185万円の減額となっておりますが、説明欄の下端、出産・子育て応援交付金について、12月議会の補正予算に70人分、700万円を計上したところでございますが、出産見込み件数が増えたため30万円を追加。

その下、19節扶助費も935万5,000円の減額ではございますが、説明欄のひとり親家庭等医療費及び町独自事業の小中学生・高校生等医療費において、コロナ感染拡大による受診控えが弱まったことなどにより医療給付費が増額となる見込みで、それぞれ10万円と310万円を増額するものでございます。

その下、2目保育所費の19節扶助費は、保育給付単価の増などにより1,300万円を追加するものでございます。

124、125ページをお開き願います。

6款1項1目農業委員会費は、農地利用最適化業務に係る経費の算定方法が見直されたことから、1節の委員に対する報酬を22万7,000円増額し、特定財源に記載がありますとおり、県を通じて国から交付される農業委員会交付金を120万円増額するものでございます。

128、129ページをお開き願います。

7款1項1目商工業振興費の18節補助金は、それぞれの事業の実績見込みにより1,583万5,000円の減額としておりますが、説明欄の下から2行目、販売促進事業補助金は、今年10月から実施されるインボイスへの対応や事業のDX化を図るための申請件数が増えていることから、450万円を増額するものでございます。

130、131ページをお開き願います。

中段、8款1項1目土木総務費は、国の補正予算により県営の急傾斜地崩壊対策事業に対し予算が配分されたことから、町負担分400万円を追加するもので、伊勢沢地区と高屋敷地区の2か所の施工を見込んでおります。

下段の8款2項1目道路橋りょう維持費の10節は、凍結防止剤の価格高騰及び散布回数が増により不足が見込まれることから、消耗品費に1,115万4,000円を追加するほか、街路灯の電気料金の増額により光熱水費に440万円を追加するものでございます。

その下、2目道路橋りょう新設改良費は、国交付金の配分確定に伴い事業量を圧縮したことにより、12節委託料及び14節工事請負費を合わせまして1億1,200万円減額するものでございます。

136、137ページをお開き願います。

下段、10款2項小学校費の1目学校管理費は、町内小学校の燃料費、電気代に不足が見込まれることから、10節需用費に393万4,000円を追加。

11節役務費は、学校での感染症への対応など電話回数が増えたため、電話料に3万円を追加するものでございます。

138、139ページをお開き願います。

上段、10款3項中学校費の1目学校管理費は、小学校と同様、電気代に不足が見込まれることから、10節需用費に551万9,000円を追加。

2行目、2目教育振興費の19節扶助費は、説明欄の1行目、準要保護の対象児童数が増えたため、71万6,000円を追加するものでございます。

歳出の補正は、ただいま申し上げましたもののほか、事業費の確定または決算見込みに基づく不用額の補正や特別会計の補正に伴う繰出金の補正を行い、それに伴う特定財源の調整も行っております。

ページを戻りまして、98、99ページをお開き願います。

歳入の主なものについて説明いたします。

上段、1款1項2目法人町民税は、法人の申告所得額が当初見込みより減少し、法人税割額の減額が見込まれることから、381万4,000円を減額するものでございます。

3段目、13款1項1目総務使用料は、コロナによる集会等を控える状況が徐々に弱くなっていることなどから、施設の使用料を35万5,000円追加するものでございます。

104、105ページをお開き願います。

下段の16款2項2目物品売払収入は、廃止した町所有のポンプ自動車、行政バスなどを販売し

たことにより、189万2,000円を追加するものでございます。

106、107ページをお開き願います。

3段目、18款2項3目公共施設整備基金は、歳出において充当事業の減額補正を行ったことにより、繰入額を1,250万円減額。

4目地域振興基金は、ウクライナ避難民に対する寄附金を積み立てていたものを繰入れし、避難民に対する支援事業へ充当するため50万円を追加。

5目森林環境整備基金は、令和3年度分の森林環境譲与税の積立分716万2,000円を繰入れし、歳出の森林環境整備費の財源とするものでございます。

これらの基金繰入金の補正及び歳出で説明した積立金の補正により、令和4年度末における基金残高の総額は約111億3,000万円となる見込みでございます。

下段、20款5項3目雑入の説明欄2行目の各種負担金は、後期高齢者医療に係る令和3年度に支払った負担金の精算による還付金や、コロナワクチン接種に係る他市町村からの負担金を追加したことなどにより、1,074万8,000円を追加するものでございます。

歳入の補正では、ただいま申し上げましたもののほか、歳出の補正に伴い充当される国、県支出金などの特定財源の調整も行っております。

議案第32号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。1番、工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 120、121ページ、3款2項1目児童福祉総務費の18節補助金、子育て世帯臨時特別給付金の減額についてお伺いしますけれども、こちらはなかなか対象になって辞退するという方も少ないのかなと思うんですけれども、215万円減額している理由をお知らせください。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て世帯臨時特別給付金につきましては県の事業で、18歳未満の方1,930人を当初見込んでおりました。9月30日までに生まれた方も含めまして、18歳未満の方計1,858名となる見込みですので、その見込み数との差額によりまして180万円ほど減額するもの及び事務費の残額を計上し

たものになってございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、中館文雄君。

○10番（中館文雄君） 125ページの一番上ですけれども、ここがごみ収集運搬業務というので、1,802万円の減額を見込んでいましたけれども、当初予算が7,152万5,000円ということで、ただ、これは私も入札結果その他全部調べているんですけれども、これだけの減額をしても業務には支障のない形で終われるという見込みですか、どうですか。それをまず聞きます。これでいいのであれば問題ないんですけれども、これだけ減額してごみ収集運搬業務に支障が出ないかなと心配があるものですから、その辺が実際に業務に支障があるのかなのか、そこだけ聞きます。

それから、もう一つ、135ページの一番下です。自主防災組織活動費が、当初予算が50万円計上していたと思うんです。これが40万9,000円の減額ということと、そしてちょっと考えましたのは、例えば年度末であれば各町内会の総会その他が開かれる時期です。ですから、今のうちにもう全部これは減額していいのかどうか、その辺の防災組織の活動費の中に何らかの形で使える方法を考えたのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

124ページ、125ページ、4款2項1目塵芥処理費の委託料ですけれども、福地、名川、南部、同じ設計方法で積算しまして、それでもって入札を行っているんですけれども、名川地区と南部地区のほうが入札の落ちたその金額の差があったということで、福地のほうはそんなにもなかったんですけれども、その2か所について設計額と大きく差が開いてしまったということでございます。業務には支障はないと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 自主防災組織活動の補助金につきましてですが、今年度は現在

まで2件の実績がございまして、そのほか、今議員おっしゃったとおり、これから3月末、総会等が当然開催される場所もあるんですが、今現在におきまして、各防災組合からこのような、防災訓練を行う、補助金の該当になるようなもののお話は聞いておりませんので、現在、これで一度今回は減額しますが、先ほどおっしゃったように総会等におきましては、うちの職員がそちらのほうに出向いて、もちろん来ていいというところですけども、そこでこういうような形でやれば今補助金が出ますよということは常にお知らせしているんですけども、今年度に関しては年度末までにやる予定がないということで、あとは、ただ数件、自主防災組織の設立あるいはこういうふうなのをやってみたいという声は聞いておりますので、そこに来年度予算のほうで対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第33号「令和4年度南部町農林漁業体験実習館事業特別

会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（北上隆広君） それでは、議案書の147ページをお開きください。

議案第33号「令和4年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,039万円とするものでございます。

それでは歳出をご説明申し上げますので、156、157ページをお開きください。

1款1項1目管理運営費の10節需用費のうち、賄材料費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、宿泊者及び宴会の利用者数が伸び悩んだことから、賄材料費の不用見込額を整理したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

154、155ページをお開き願います。

2款1項1目宴会やレストランの飲食費、売店での販売で得られる財産売払収入につきましては、906万1,000円の減収が見込まれるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、756万1,000円を増額し、5,274万4,000円とするものでございます。

議案第33号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第19、議案第34号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 議案書の159ページをお開き願います。

議案第34号「令和4年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,220万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

170、171ページをお開きください。

上段、3款1項1目の一般被保険者医療費給付費分から、3段目の3款3項1目の介護納付金分まででございますが、国保保険基盤安定負担金の確定によって財源の内訳を更正するものでございます。

下段、5款1項1目の特定健康診査事業費でございますが、オンライン会議により旅費を6万4,000円減額しております。

続きまして、172、173ページの2段目、5款2項1目の疾病予防費でございますが、人間ドックの受診者の増加分42万円の増額でございます。

その下、2目国民健康保険保健指導事業は、事業完了に伴う賄材料費と受診勧奨業務委託業務分で、合わせまして74万2,000円を減額するものでございます。

8款1項1目の一般被保険者保険税還付金は、資格の適正化を強化したことにより遡及して還付する被保険者が増加したため、224万7,000円を増額するものであります。

8款2項1目の直診施設勘定繰入金でございますが、医療センターの医療機器の特別調整交付金基準額が低くなったため、359万4,000円を減額するものであります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

166、167ページにお戻りください。

上段、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、歳出でもご説明したとおり、資格の適正化を強化したことにより被保険者が減少したため、182万5,000円を減額するものであります。

中段、3款1項1目の保険給付費等交付金でございますが、2節保険給付費等交付金の特別調整交付金の減額の主な原因は、医療センターの医療機器の特別調整交付金基準額が低くなったことにより、112万8,000円を減とするものであります。

下段、5款1項1目の一般会計繰入金は、保険税の軽減分と支援分の負担金である2節基盤安定負担金と、普通交付税に措置される4節財政安定化支援繰入金の確定により、合わせて372万8,000円を減額するものであります。

最後に、168、169ページをお開きください。

5款2項1目財政調整基金繰入金は、財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございますが、494万8,000円を増額するものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第20、議案第35号「令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長(戸室正樹君) 議案書の175ページをお開き願います。

議案第35号「令和4年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額から2億3,034万8,000円を減額し、予算の総額を28億3,863万8,000円とし、また、介護サービス事業勘定の予算総額から46万5,000円を減額し、予算の総額を501万7,000円とするものでございます。

初めに、保険事業勘定からご説明いたしますので、190、191ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費の17節備品購入費であります。介護保険システムの機器更新業務の終了に伴い、予算を441万8,000円減額するものでございます。

192、193ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス等諸費であります。介護保険サービスの給付費を3億2,117万2,000円減額するものであります。今年度の予算積算に当たりましては、新型コロナウイルスの状況によっては給付費が増加する可能性があると考えられたこと及び介護保険事業計画に掲げた給付見込額も勘案しながら、前年度とほぼ同額とさせていただいたわけではありますが、給付費の見込額が前年度を下回る見込みとなったことから、前年度を下回る分の予算と前年度から伸びると見込んだ分の予算を減額するものでございます。昨日の予算特別委員会でもご説明いたしましたが、給

付費が原因となる主な理由としましては、要介護・要支援の認定者数の減によるものと考えてございます。

説明欄の一番上になりますが、居宅介護サービスの給付費を1億6,041万2,000円の減としております。減額するサービスの内訳といたしましては、ヘルパーサービスを約2,400万円、デイサービスを約4,750万円、通所リハビリテーションを約2,600万円、短期入所約を5,100万円、それぞれ減額するものでございます。

説明欄2段目の施設介護サービス給付費ですが、1億466万8,000円の減としております。施設介護サービスの利用者数が減少していることが主な理由であると考えられるものでございまして、減額するサービスの主なものでは、特別養護老人ホームで約3,300万円の減、老健施設で約7,300万円の減とするものでございます。

説明欄5段目の地域密着型介護サービス給付費ですが、4,438万2,000円の減としております。サービスの利用者数が減少していること、また、今年度におきまして町内の2つの事業所でサービスを休止していることが主な理由であると考えております。

194、195ページをお開き願います。

中段の2款1項5目特定入所者介護サービス等費であります。サービス利用者数の減少に伴う対象者数の減によりまして、18節負担金補助及び交付金を1,311万円減額するものであります。

下段の6目介護予防サービス等諸費であります。要支援認定者数の減少に伴いまして1,602万2,000円を減額するものであります。

ページを飛びまして、202、203ページをお開き願います。

4款基金積立金は1億4,237万9,000円を増額するものであります。保険事業勘定の収支の決算見込みによりまして、第1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

歳出の主な補正は以上でございますが、これらのほかに、給付費や事業費の決算見込みに基づきまして不用額の減額補正等を行っているほか、充当される特定財源につきましても所要の補正を行っているものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

182、183ページにお戻り願います。

上段の1款保険料ですが、第1号被保険者保険料の収入見込みによりまして、1節特別徴収保険料を484万2,000円減額し、2節普通徴収保険料を33万8,000円増額するものであります。

中段の3款から、186、187ページになりますが、4款、5款及び7款につきましては、歳出で

ご説明しましたとおり、国、県、町などの各負担割合に応じた特定財源の補正を行っているものでございます。

中段の8款繰越金及び、次のページになりますが、12款繰越金（事業勘定）でございますが、予算計上科目の誤りによりまして、予算の組替えを行うものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、214、215ページをお開き願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項介護サービス事業費であります。1目介護予防支援事業費及び2目訪問看護事業費であります。いずれも事業費の決算見込みによりまして、各節の予算を減額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

212、213ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護給付費であります。要支援の方の介護予防サービスの計画作成件数及び訪問看護事業の決算見込みに基づきまして、63万8,000円を減額するものでございます。

下段の2款繰入金につきましては、事業の決算見込みによりまして、一般会計からの繰入金を17万3,000円追加するものであります。

議案第35号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第36号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

※16番 川守田稔君 退席

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の217ページをお開き願います。

議案第36号「令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,545万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

226、227ページをお開きください。

上段、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療保険料負担金額の決定により196万2,000円の減額、保険基盤安定負担金の決定により271万6,000円の減額、合わせまして467万8,000円を減額するものでございます。

下段、4款1項1目の保健事業費でございますが、事業に要する委託料129万8,000円の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

※16番 川守田稔君 着席

○健康こども課長（夏坂和徳君） 224、225ページにお戻りください。

上段、1款1項の後期高齢者医療保険料につきましては、1目特別徴収保険料と、その下、2目普通徴収保険料の最終調定見込みによりまして、149万円の減でございます。

2段目の3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金は負担金額の決定により271万6,000円の減、その下の事務費等繰入金は歳出総額の減額に応じて140万円を減額するもので、一般会計繰入金は合わせて411万6,000円の減となります。

3段目の6款2項1目の広域連合保健事業委託金は、事業に要する委託料の減額に伴い37万円を減額するものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第37号「令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） それでは、議案書の229ページをお開き願います。

議案第37号「令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

この補正は、当初予算には実施が不確定であったことから計上していなかった新型コロナウイルス感染症病床確保に係る補助金が交付されることとなったことから、収益的収入の組替えを行うものでございます。

初めに、第3条でございますが、令和4年度南部町病院事業会計予算第3条に定めております収益的収入の1款1項医業収益から、新型コロナウイルス感染症病床確保に係る補助金として見込まれる9,735万7,000円を減額し、2項医業外収益に新型コロナウイルス感染症病床確保に係る補助金9,735万7,000円を増額補正するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保したことに伴いまして、第2条になりますが、入院における患者数を1日当たり9人減とし、入院の年間延べ患者数を3,285人減とした2万75人とするものでございます。

232ページをお開き願います。

令和4年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入の1款1項1目入院収益を9,735万7,000円減額し4億3,882万8,000円とし、2項4目補助金に9,735万7,000円を増額して1億19万円とするものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第38号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の233ページをお開き願います。

議案第38号「令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から2億5,018万6,000円を減額し、予算総額を5億568万4,000円とするものでございます。

第2条、継続費の補正、第3条は地方債の補正でございます。

初めに、継続費の補正についてご説明申し上げます。

236ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正でございます。

2款1項あかね浄化センター建設事業につきましては、令和4年度分の事業費の確定による補正と、令和5年度及び令和6年度それぞれの年割額の変更により補正するものでございます。内容は、総額13億7,007万9,000円につきましては補正はございませんが、年割額につきまして、令和4年度は、5億3,138万5,000円から2億3,138万5,000円を減額し、3億円とするものです。令和5年度は、6億4,880万1,000円から3億4,980万1,000円を減額し、2億9,900万円とするものです。令和6年度は5億8,118万6,000円を新たに追加するものでございます。

次に、第3表、地方債の補正でございますが、公共下水道整備事業債につきましては、建設事業費の確定により限度額を1億3,450万円減額し、1億7,620万円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

242、243ページをお開き願います。

1款1項1目施設管理費でございますが、280万円を減額し、5,650万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、あかね処理区の施設維持管理費の確定により、12節委託料280万円を減額するものでございます。

2款1項1目公共下水道建設費でございますが、2億4,738万6,000円を減額し、3億7,651万円とするものでございます。内容といたしましては、南部処理区の下水環境設計業務費、あかね処理区の管路点検調査業務費の確定により12節委託料1,550万円の減額と、あかね処理区の浄化センター建設工事費確定により14節工事請負費2億3,188万6,000円を減額するものでございます。

なお、工事請負費の大きな減額理由ですが、発注済みの工事について契約額を減額したのではなく、令和4年度当初予定していた国庫補助事業費5億2,000万円に対し、国からの交付が2億8,500万円にとどまったことによるものです。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

240、241ページにお戻り願います。

3款1項1目下水道事業国庫補助金でございますが、1億1,630万円を減額し、1億7,680万円とするもので、国の公共下水道事業補助金及び防災安全社会資本整備交付金の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、50万7,000円を減額し、1億2,821万9,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

6款1項1目雑入でございますが、112万1,000円を増額し112万2,000円とするもので、令和3年度分の消費税確定申告による還付金でございます。

7款1項1目下水道事業債でございますが、先ほどご説明いたしました第3表、地方債補正のとおり、1億3,450万円を減額し、1億7,870万円とするものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

(午前10時53分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第39号「令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事(松橋悟君) 議案書の245ページをお開き願います。

議案第39号「令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から250万円を減額し、予算総額を3億2,102万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

254、255ページをお開き願います。

1款1項2目施設管理費でございますが、250万円を減額し、1億7,494万6,000円とするもので

ございます。内容といたしましては、令和4年度分消費税納税額の確定により、26節公課費を250万円減額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

252、253ページにお戻り願います。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、250万円を減額し、2億6,564万6,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第25「常任委員会報告」を議題とします。

本案は、配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長(夏堀文孝君) 日程第26「委員会の閉会中の継続調査及び審査の件」を議題とします。

本案は、配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。本日、町長から議案第40号「南部町教育委員会委員の任命について」、議案第41号「南部町大平財産区管理委員会委員の選任について」の議案2件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。議案第40号、議案第41号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩とします。

（午前11時15分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

（午前11時16分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由」の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案2件につきましてご説明申し上げます。

議案第40号「南部町教育委員会委員の任命について」であります。令和5年3月15日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

委員として任命する方は、再任の方でありまして、住所、南部町大字沖田面字●●●番地●●●、氏名、西館たか氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。

西館氏は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、引き続き教育委員に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年3月16日から令和9年3月15日までの4年間です。

次に、議案第41号「南部町大平財産区管理委員会委員の選任について」であります。令和5年3月31日をもって任期満了となります管理委員会委員7名の選任について、南部町財産区管理委員会条例第3条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

委員として選任する方は、まずは再任の方ではありますが、住所、南部町大字片岸字●●●番地●●●、氏名、滝田康雄氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、同じく、住所、南部町大字麦沢字●●●番地●●●、氏名、八幡寛喜氏、昭和●●年●●月●●日生まれの2名であり、新任の方は、住所、南部町大字苫米地字●●●番地●●●、氏名、殿村宏氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、同じく、住所、南部町大字苫米地字●●●番地●●●、氏名、山口松弘氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、同じく、住所、南部町大字苫米地字●●●番地●●●、氏名、山道佐一氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、同じく、住所、南部町大字片岸字●●●番地●●●、氏名、八木田敏美氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、同じく、住所、南部町大字麦沢字●●●番地●●●、氏名、嶋守修氏、昭和●●年●●月●●日生まれ、以上の5名であります。

就任をお願いする方々は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第40号「南部町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第40号は原案のとおり同意されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第3、議案第41号「南部町大平財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第114回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月24日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、各条例案のほか、令和5年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに令和4年度の補正予算など慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても原案のとおりご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきました貴重なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災発生から間もなく12年目の月日が経過しようとしています。ここに、改めまして犠牲者の御霊に哀悼の意を表したいと存じます。

復興庁の発表によりますと、地震・津波被災地域における住まいの再建、まちづくり、交通インフラ等の整備はおおむね完了しているものの、昨年11月現在、3万1,000人もの方々がまだ避難生活を続けられているとのこととあります。避難生活を解消された方も含め全ての被災者の皆様が心から安堵し、人と人とのつながりの中に生きがいを持って生活できる日が一日も早く訪れま

すよう、心からお祈り申し上げるものであります。

近年は、災害の記憶を風化させる間もなく、国内外において地震や豪雨などによる大規模自然災害が多発しておりますが、東日本大震災のみならず、馬淵川の洪水被害など当町が経験した災害の記録を教訓に、常に不測の事態に備える体制を構築し、消防団や自主防災組織、関係機関との連携の強化や訓練の実施による即時対応能力の向上など、引き続き万全を期してまいり所存であります。

さて、4月から町内の小学校8校を3校に、中学校4校を3校に統合し、新たな体制での学校教育がスタートいたします。学校施設の整備は、エアコン設置工事もおおむね完了し、試運転などの最終調整を行っているところであります。また、各地区の統合校の交流会を開催し、合同での授業やレクリエーションの実施のほか、新しい校歌を練習するなど、着々と準備が進んでおり、児童生徒たちもこの春からの新生活を楽しみにしていると伺っております。4月には通学バスを利用することとなる児童生徒の乗車の練習とともに、保護者同乗による安全確認を計画しているところであり、子供たちが新しい環境の中で充実した楽しい学校生活を送ることができるよう、子供たちの気持ちを最優先に考え、地域や先生方のご協力をいただきながら、安全・安心で快適な教育環境をしっかりと整えてまいります。

さて、本定例会の一般質問においてお答え申し上げたとおり、猟友会員の高齢化や鳥獣捕獲の有資格者の不足が課題となっておりますが、これらに限らず、町内の事業者や各種地域団体においても担い手や後継者の確保は、少子高齢化、人口減少に伴う深刻な課題となっております。これまで子育て支援を中心とする少子高齢化、人口減少対策に取り組んできたところでありますが、令和5年度当初予算に計上させていただいた新たな取組として、高校生がいる家庭の経済的負担を軽減するため、町内の世帯に対し高等学校に就学する生徒1人につき年額5万円を補助するほか、名久井農業高等学校は町立の高校であるとの思いから、町外から名久井農業高校に就学する生徒についても1人につき年額3万円を補助し、南部町としても名久井農業高等学校を支援し生徒の確保に努めてまいりたいと思います。

今後も誰もが安心して住み続け、地域の宝である子供たちを育み、未来へつなぐまちづくりを推進するため、ご議決いただきました令和5年度予算を最大限に生かし、子育てにやさしいまち南部町のさらなる充実に努めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、新年度が災害のない穏やかな1年でありますことをお祈りするとともに、議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、本定例会の閉会の

ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は2月24日の開会以来、本日までの15日間にわたり、議員各位におかれましては終始熱心に審議を賜り、提案されました令和5年度当初予算をはじめ、条例など多くの重要案件を議了し、無事閉会の運びとなりましたことを、議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、感謝を申し上げます。

本議会及び予算特別委員会におきまして議員各位から述べられました提言、意見等につきましては、特に考慮を払われるとともに、その執行に当たっては、適切に運用され、一層の努力をお願い申し上げる次第でございます。

皆様におかれましては、年度末でもありご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、当町の発展にご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第114回南部町議会定例会を閉会します。

（午前11時32分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 中舘文雄

署名議員 工藤正孝